解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

新潟県小千谷市大字塩谷一六六九番地一　十二社

清算人　廣井　嗣雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

名古屋市熱田区川並町二番二二号　名古屋本場果物商業協同組合

代表清算人　大矢　晃

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年一月二十八日付の東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

東京都町田市山崎町字一三号一九六四番地五　町田山崎住宅マンション建替組合

代表清算人　八木　基次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十一月二十二日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

富山県小矢部市高木出字居島一〇四三番地　エイゼット労働組合

清算人　野手　淳一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月四日付愛知県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

名古屋市千種区仲田二丁目一二番四号　財団法人桜谷学園

代表清算人　肥田　清次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年一月二十五日岡山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

岡山市北区平和町四番九号　岡山市平和町一番地区市街地再開発組合

清算人　畝木　克己
清算人　那須　丈平
清算人　小池　一之
清算人　須山　初子
清算人　和田　都子
清算人　平松　晶子
清算人　高塚　憲治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十五日

沖縄県沖縄市字倉敷一五二番地　農事組合法人倉敷養豚パイロット団地生産組合

清算人　川満　一郎

配当公告

愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池三九二二番地五八三東郷製作所男子寮　破産者　相原　栄子

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三四五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金四〇、〇七六、〇九八円

一、配当することのできる金額　金一九、五九五、八五九円

平成二十二年二月十五日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル三階明和綜合法律事務所　破産管財人　土方　周二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市菅野一丁目一三番地、最後の住所千葉市美浜区真砂二丁目二番一棟一〇〇二号　被相続人　亡　福場　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一三番一三号なのはなビル二階　なのはな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区瓦屋町一丁目五番地、最後の住所東京都西東京市柳沢四丁目一番三号東京老人ホーム　被相続人　亡　谷村　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区鹿浜二丁目一八五五番地、最後の住所東京都足立区鹿浜四丁目一九番四号　被相続人　亡　岸　総明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十五日

東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階舟辺・奥平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市八幡町七一五番地、最後の住所新潟県三条市東裏館三丁目六番五八号うらだての里　被相続人　亡　北村　セイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十五日

事務所新潟県三条市東三条一丁目五番一号川商ビル二階

相続財産管理人　弁護士　片桐　敏榮

第31期決算公告

平成22年1月22日

静岡県静岡市清水区蒲原5700番地の1

イハラニッケイ化学工業株式会社

代表取締役社長　佐藤　剛

貸借対照表の要旨（平成21年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,194	流動負債	2,354
固定資産	1,731	固定負債	233
有形固定資産	1,635	**負債合計**	**2,588**
無形固定資産	3	株主資本	3,338
投資その他の資産	92	資本金	780
		利益剰余金	2,558
		利益準備金	76
		その他利益剰余金	2,482
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	**3,338**
資産合計	**5,926**	**負債・純資産合計**	**5,926**

損益計算書の要旨（自至 平成20年11月1日 平成21年10月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,323
売上原価	3,715
売上総利益	607
販売費及び一般管理費	504
営業利益	103
営業外収益	29
営業外費用	10
経常利益	122
特別損失	2
税引前当期純利益	119
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	△3
当期純利益	75